

## 抗原検査簡易キット配布申請書

申請日	令和 年 月 日		
事業所名			
事業所所在地			
電話番号			
代表者名			
従業員数	人	業種	
申請数	箱	既配布数	箱

## 申請可能数

	従業員数(事業主含む)									
	1人～ 5人	6人～ 10人	11人～ 15人	16人～ 20人	21人～ 25人	26人～ 30人	31人～ 35人	36人～ 40人	41人～ 45人	46人～
配布個数	1箱	2箱まで	3箱まで	4箱まで	5箱まで	6箱まで	7箱まで	8箱まで	9箱まで	10箱まで

※1箱=10セット入

## 【注 意 事 項】

- ※検査を実施する前に、「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)」「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針(第4.1版)」などを確認し、記載に沿った取扱いをお願いします。
- ※簡易検査キットの使用方法を良く読み、適切に使用してください。
- ※検体を採取する際には、鼻腔ぬぐい液(鼻の穴の入口から2cm程度の内壁)を被検者自身で自己採取してください。鼻咽頭ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、実施しないでください。
- ※抗原検査簡易キットによる検査は、医療機関の受診に代わるものではありません。そのため、この結果によって陰性が確定するものでもありません。
- ※具合の悪い場合には、検査結果にかかわらず医療機関を受診してください。
- ※試薬や検査に使用した器具類を廃棄する場合には、検査使用後4日間、ビニール袋に入れるなどして保管した後、「燃やせるごみ」として廃棄してください。
- ※国や県、町からの感染症防止対策へのご協力をお願いいたします。